

奈良県告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字三浦一三五、二五四、三一一、大
字杉清三九二、三九五

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村
役場に備え置いて縦覧に供する。）